

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公聴会を行う。

令和2年2月4日

静岡県知事 川勝平太

1 公聴会の期日

令和2年2月18日（火）午後3時30分から

2 公聴会の場所

藤枝市立総合病院 2階 講堂（藤枝市駿河台4丁目1番11号）

3 許可しようとする建築物の建築の計画

建築場所	藤枝市駿河台4丁目1-1の一部	
用途地域	第一種中高層住居専用地域	
建築物概要	用途	病院、附属自動車車庫
	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造
	規模	8階建て 延べ面積 57,921.33 m <sup>2</sup> （今回増築 586.55 m <sup>2</sup> ）

4 当事者の住所及び氏名

藤枝市駿河台4丁目1番11号

藤枝市立総合病院藤枝市病院事業管理者 毛利 博